

しらさぎ会基金規程

(名称)

第1条 特別会計基本金より引き継いだ金額(原資)をしらさぎ会基金と称する。

(目的)

第2条 高知県立大学同窓会しらさぎ会の円滑かつ安定的な運営を補う。

(使途決定)

第3条 理事会総意のもと提起し、総会において決議する。

(管理)

第4条 理事会が管理し、監査を受けて総会に諮る。

附則

この規程は、2019年5月18日より施行する。